

通販サイトで購入したコピー商品は 税関で没収されるの?

相談

ネット通販でブランド財布が格安で販売されていた。

コピー商品(模倣品)かもしれないと思いつつ購入したが、税関から「認定手続開始通知書(コピー商品であるか判断するために意見・証拠を求める文書)」が届き、商品を没収された。購入したサイトに連絡しても返事がない。どうしたらいいか。

相談員からのアドバイス

これまで、個人で使用する場合はコピー商品であっても 受け取りが可能でしたが、令和4年10月からは、個人で使 用する目的であっても受け取ることができなくなりました。

海外の事業者から購入したコピー商品は、税関で没収されることになります。また、代金を支払った後は事業者と連絡が取れなくなるケースが多いため、税関で没収されても対応を求めることは困難です。

コピー商品は、本物を製造・販売している事業者の知的財産権を侵害するものであるため、コピー商品と思われる場合は購入しないようにしましょう。

不審に思うことやトラブルがあったときは、相談窓口へお問い合わせください。

遠賀町消費生活相談窓口(駅前サービスセンター)

☎ 093-293-7783 FAX093-293-8234

受付: 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:30 ※土・日曜日、祝日、年末年始は除く 消費者ホットライン
□ 188 (局番無し)

受付: 10:00 ~ 16:00 ※年末年始は除く



人権・男女共同参画・国際交流に 関する情報を発信します



◆問い合わせ 協働人権係

"易しい"言葉と"優しい"気持ちで

知っていますか?「やさしい日本語」

1995年に起きた阪神・淡路大震災で、日本語を十分に理解できず必要な情報を得られなかったことで、多くの外国人が被害を受けました。これをきっかけに、災害時に日本語が不慣れな外国人へ、素早く的確に情報を伝えることを目的として「やさしい日本語」ができました。

たとえば…

大雨洪水警報が発 令されましたので、 すぐに避難してく ださい。

雨がたくさん降り ます。危ないです。 逃げてください。

やさしい日本語で話すコツを 遠賀町ホームページで公開中!▶



言葉の壁を越えてたくさんの人とつながろう

やさしい日本語は、今では平常時のコミュニケーション 方法としても活用されるようになってきています。やさし い日本語を話すために必要なのは、相手に伝わる"易しい" 言葉とわかりやすく伝えようとする"優しい"気持ちです。

現在、200人以上の外国人が暮らす遠賀町。やさしい日本語を使う人が増え、言葉の壁を越えて町民と町民のつながりが広がっていくことを願っています。

・遠賀町国際交流クラブ会員募集中 ・・

遠賀町国際交流クラブでは、ボランティア会員が易しい言葉と優しい気持ちで「日本語教室」などの国際交流事業を行っています。遠賀町の皆さんが言葉の壁を越えて ロながるためのお手伝いをしてみませんか。

詳しくは遠賀町ホームページをご覧ください。

